

議会だより

やまつり



第9回定例会 9月18日～25日

平成23年度決算報告

平成23年度決算審査については、去る8月21、22、23、27、28、29、30、31日の8日間、本町において白石、坪監査委員の両名をもちまして、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、町長より審査に付されました平成23年度矢祭町一般会計ほか8特別会計の決算並びに諸帳簿・証書類及び各基金の運営状況について、決算資料或いは毎月行っている例月出納検査の資料を参考に、また必要に応じて関係者の説明を受けるなど慎重に審査をしたところ、各会計とも計数等に誤りはなく、正確に処理されているものと認められました。

よって、本決算は、適正なるものと認めました。

基金についても、それぞれの目的に従って適切に且つ効率的に運用されており、

一般会計

歳入決算額は41億4,195万6,544円となり、予算現額に対して7,535万9,456円の減額となりました。歳出決算額は39億1,259万5,109円となり、予算現額に対して3億472万891円の不用額が生じ、この内1億5,211万7千円が繰越明許費として入っており、実質的な不用額は1億5,260万3,891円となります。

歳入において自主財源の町税は本年度末現在において7,735万1,262円の収入未済額（滞納額）が生じております。未収入額の整理は、再三にわたって喚起を促してきたが現在のマシネリ化した徴収体制を検討され、実効性のある体制に強化を図られ収入確保に努力されることを望みます。

◎第9回定例議会 平成23年度一般会計決算認定は、不認定

9月定例議会は、9月18日から24日までの7日間の会期で開催されましたが、審議の時間が伸びたため会期を1日延長し25日まで行われました。初日は、町長から提案理由の説明が行われ、続いて担当課長から全議案の内容の説明がありました。

2日目は議案等調査のため休会。3、4日目は一般質問が行われ8名の議員が登壇し、町政に対し質問を行いました。

5、6日目は休会、7、8日目は議案審議が行われ、平成23年度一般会計決算認定並びに8特別会計決算認定の他、報告1件、条例の改正等4件、平24年度各会計補正予算9件、人事案件2件、人権擁護委員候補者の推薦が2件、その他1件が提案され、合計28案件を審議しました。

平成23年度一般会計決算認定については、長時間の審議の結果、不認定となり、監査委員の選任の2議案も不同意となりました。その他は原案どおり認定、可決されました。また、会期中に動議がなされた「ユーバル矢祭イベントホール火災調査特別委員会の設置」について審議されましたが採決の結果否決され、請願は受理した2件の審議がおこなわれ採択となりました。最終日に追加議案として請願関連2件の意見書提出について発議され原案どおり可決しました。

とを望みます。

収支の状況は、本年度の実質収支額1億7,019万円で前年度の実質収支額を差し引きますと単年度収支額は3,666万9千円となり、これに基金積立金5億3,131万3千円を加えると、本年度の実質単年度収支額は5億6,798万2千円の大幅な赤字になっております。

財政調整積立金の本年度の積立額は5億3,131万3千円で取崩額はありませんでした。本年度末の現在額は23億6,502万2千円となります。

町債については、本年度発行額3億2,803万8千円で償還額が3億6,187万1千円であり本年度末の現在高は39億8,381万7千円となり、前年度末よりも3,383万3千円の減となっております。

特別会計

国民健康保険特別会計は国税の収入未済額が9,250万7,406円となっておりますので、国保事業の円滑な運営を図る上からも、収入未済額（滞納額）の徴収には、なお、一層の努力をされますようお願いいたします。そのほか7特別会計は、



▲決算審査をする監査委員

■平成23年度会計別決算状況

会計名	歳入	歳出
一般会計	4,141,957	3,912,595
国民健康保険	778,366	703,312
水道事業	137,424	122,581
工場団地造成事業	8,663	1,129
宅地造成事業	23,740	14,299
農業集落排水処理事業	30,541	27,798
介護保険	534,171	498,032
後期高齢者医療保険	128,260	128,212
霊園事業	671	455

■平成23年度基金決算状況

基金名	平成23年度末現在高
矢祭町土地開発基金	99,725,782
矢祭町肉用牛特別導入事業基金	0
矢祭町ふるさと水と土保全基金	10,376,624
矢祭町福祉基金	63,841,348
矢祭町減債基金	381,880,956
矢祭町21・ふるさとづくり基金	113,370,540
矢祭町ふるさとづくり基金	4,138,029
矢祭町地域振興基金	63,762
矢祭町学校基金	1,910,340
矢祭町高田基金	102,038,943
矢祭もったいない図書館基金	1,136,323
矢祭復興基金	133,987,000
矢祭町財政調整基金	2,365,022,258
国民健康保険給付費支払準備基金	4,186,590
国民健康保険出産費資金貸付基金	3,516,883
矢祭町霊園管理運営基金	152,514
合計	3,285,347,892

財政健全化 判断比率は良好

法律に基づき市町村では、毎年度決算のたび4つの健全化判断比率の公表が義務付けられています。町の決算では、実質・連結赤字比率ともに黒字で赤字額は発生しません。実質公債比率、将来負担比率は健全化判断基準を下回り良好な財政の健全化が図られております。

平成23年度矢祭町財政健全化判断比率及び資金不足比率の審

決算認定

◎平成23年度矢祭町一般会計歳入歳出決算認定（議案第61号）

監査委員職務執行者 白石 勝夫
監査委員職務執行者 坪 豊明

- ◎平成23年度矢祭町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定（議案第62号）
- ◎平成23年度矢祭町水道事業特別会計歳入歳出決算認定（議案第63号）
- ◎平成23年度矢祭町工場団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定（議案第64号）
- ◎平成23年度矢祭町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定（議案第65号）
- ◎平成23年度矢祭町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定（議案第66号）
- ◎平成23年度矢祭町介護保険特別会計歳入歳出決算認定（議案第67号）
- ◎平成23年度矢祭町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定（議案第68号）
- ◎平成23年度矢祭町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定（議案第69号）
- ◎議案第61号は不認定、議案62号から69号までは、認定されました。
- ◎議案第61号から議案第69号は、去る8月21日から23日、27日から31日までの8日間にわたり、監査委員の審査に付しました。

報告

◎平成23年度矢祭町財政健全化判断比率及び資金不足比率について（報告第4号）

自治体の財政破綻を未然に防ぐとともに、悪化した団体に対して早期に健全を促すため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、健全化判断比率として実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標と公営企業会計の資金不足比率が平成19年度決算より議会への報告が義務付けられましたので、同法第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により監査委員の意見を付して議会に報告するものです。

条例

◎矢祭町東日本大震災復興交付金基金条例の制定（議案第70号）

矢祭ニュータウンの造成宅地滑動崩落緊急対策事業の実施に伴い国からの交付金を受け入れる基金設置をするため。

◎矢祭町介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例の制定

について（議案第71号）

介護保険事業計画における保険料の上昇を防ぐため、県からの特例交付金を受け入れる基金を設置するため。

◎矢祭町介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例の制定について（議案第71号）

介護保険事業計画における保険料の上昇を防ぐため、県からの特例交付金を受け入れる基金を設置するため。

◎矢祭町税条例の一部を改正する条例について（議案第72号）

高齢者温泉サロン参加者の負担軽減し入湯税を減免するため。

◎矢祭町国民健康保険条例の一部を改正する条例について（議案第73号）

18歳までの医療費無料化を行うため。

その他

◎損害賠償の額の決定について（議案第74号）

公用車の接触事故に伴う損害賠償額の確定のため。

補正予算

◎平成24年度矢祭町一般会計補正予算（議案第75号）

平成23年度繰越金の確定、東日本大震災復興基金への積立て、18歳以下の医療費無料化経費等が主な補正です。

◎平成24年度矢祭町国民健康保険特別会計補正予算（議案第76号）

平成23年度の繰越金確定に伴う補正です。

（単位：千円）

会 計 名	既 定 額	補 正 額	予算総額	
一 般 会 計	4,382,840	406,265	4,789,105	
特 別 会 計	国民健康保険	771,828	15,677	787,505
	水道事業	124,409	10,428	134,837
	工場団地造成事業	7,301	236	7,537
	宅地造成事業	15,209	733	15,942
	農業集落排水処理事業	28,300	2,458	30,758
	介護保険	510,437	27,954	538,391
	後期高齢者医療保険	127,230	265	127,495
霊園事業	1,100	179	1,279	

◎平成24年度矢祭町工場団地造成事業特別会計補正予算（議案第77号）

平成23年度の繰越金確定に伴う補正です。

◎平成24年度矢祭町水道事業特別会計補正予算（議案第78号）

平成23年度の繰越金確定、水道施設の修繕等が主な補正です。

◎平成24年度矢祭町宅地造成事業特別会計補正予算（議案第79号）

平成23年度の繰越金確定に伴う補正です。

◎平成24年度矢祭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（議案第80号）

平成23年度の繰越金確定に伴う補正です。

◎平成24年度矢祭町介護保険特別会計補正予算（議案第81号）

平成23年度の繰越金、県からの財政安定化基金特例交付金の基金積立てが主な補正です。

◎平成24年度矢祭町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（議案第82号）

平成23年度の繰越金、保険料確定の確定による補正です。

◎平成24年度矢祭町霊園事業特別会計補正予算（議案第83号）

平成23年度の繰越金確定による補正です。

◎平成24年度矢祭町工場団地造成事業特別会計補正予算（議案第78号）

平成23年度の繰越金確定に伴う補正です。

◎平成24年度矢祭町宅地造成事業特別会計補正予算（議案第79号）

平成23年度の繰越金確定に伴う補正です。

◎平成24年度矢祭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（議案第80号）

平成23年度の繰越金確定に伴う補正です。

◎平成24年度矢祭町介護保険特別会計補正予算（議案第81号）

平成23年度の繰越金、県からの財政安定化基金特例交付金の基金積立てが主な補正です。

◎平成24年度矢祭町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（議案第82号）

平成23年度の繰越金、保険料確定の確定による補正です。

◎平成24年度矢祭町霊園事業特別会計補正予算（議案第83号）

平成23年度の繰越金確定による補正です。

人事案件

◎監査委員の選任（議案第84号）

議会議員からの監査委員の任期満了に伴い、新たな監査委員の選任について

◎監査委員の選任（議案第85号）

識見を有する者の監査委員の任期満了に伴い、新たな監査委員の選任について

諮問

◎人権擁護委員候補者の推薦について（諮問第1・2号）

大字内川の芳賀克己氏と大字下石井の鈴木義美氏の両氏を推薦することに同意されました。

動議

◎ユーバル矢祭イベントホール火災調査特別委員会の設置

ユーバル矢祭火災に対する内容調査を目的に提案されましたが否決されました。

請願・陳情

請願

提出された請願は所管の各常任委員会に付託され、本会議において審査結果が報告されました。

◎消費増税に反対する請願書

◎大飯原発はじめ、すべての原発の再稼働に反対する請願書

◎消費増税に反対する意見書

陳情・請願とは

請願

憲法第16条に規定されている権利であり、国又は地方公共団体等の公共団体に対し、それらが所管する事項に関し、一定の措置をとるよう或いはとらないよう希望し申し出ること。

地方公共団体の議会に対する請願の場合は、住所、氏名、（団体の場合は名称、代表者の住所、氏名）押印して紹介議員の署名または記名押印が必要とす。

◎消費増税に反対する意見書

第7回臨時議会

平成24年第7回臨時議会は、8月9日午前9時30分に招集され、監査委員の選任についての2議案が提案されましたが全て不同意となりました。

人事案件

◎監査委員の選任（議案第57号）

議会選出の監査委員の選任のため同意を求めるものです。

◎監査委員の選任（議案58号）

識見の監査委員の選任のため同意を求めるものです。

第8回臨時議会

平成24年第8回臨時議会は、9月6日午前9時30分に招集され、契約の締結についてと補正予算の2議案が提案され可決されました。

契約締結

◎米の放射性セシウム濃度袋体検査機器等購入契約の締結について（議案第59号）

米の全袋検査に伴い検査機器

補正予算

等購入契約を締結するため。

◎平成24年度矢祭町一般会計補正予算（議案第60号）

米の全袋放射線測定体制整備するための予算組み替えとインシ等被害防止対策設備購入補助金の補正です。

（単位：千円）

会 計 名	既 定 額	補 正 額	予算総額
一 般 会 計	4,354,000	28,840	4,382,840

■平成24年度各会計別予算補正状況（9月第8回臨時会）

町の考えを問う 一般質問 (要旨)

9月定例会の一般質問は、20日と21日の2日間おこなわれ、8議員が登壇しました。町政全般について執行部の考えを質しました。

教育・一般行政



廣野吉雄議員

教育村構想について

質問

子どもセンターを元に戻すことで、教育村構想は白紙に戻すということでしょうか。

答 町長

白紙に戻すということではありませんけれども、小学校と中学校は同一敷地内が理想ではないかなと、そう言う思いがしておりますので、今後、いろいろ検討してまいりたいと思っております。

質問

業務委託が締結され、無駄な支出になると監査も指摘していますが認識を伺います。

答 町長

子どもセンター施設用地として購入した農地につきましては、8月10日付で農地転用の許可が県よりおりております。その他の許可については、幼稚園の場合による開始設置届、保育所の場所の変更届等、来年の開園に向けた事務手続きを今後進めてまいります。

質問

どのような特色のある子どもセンターを計画しているか、また考えがあるか、伺います。

答 町長

町といたしましては、将来の子ども達の安全・安心な保育、教育を目指し、しっかりと取り組んでまいります。この施設の中には、子育て相談、或いは子育てをするすべての家庭の皆さんの支援ができるような体制、それから子どもたちの初めての集団生活でありますので、健康やかにたくましく、元気に体力づくりができる、豊かな心の教育ができる、そうした施設を目指してまいりたいと思っております。

質問

子どもセンターの園舎を含む、設計計画はどうなっているか、伺います。

不登校・いじめ問題について

質問

矢祭町の不登校なり、いじめの状況について報告願います。

答 教育長

いじめについては、小学校・中学校1件の報告があります。1不登校は、1件あと傾向が3人という状況です。

スポーツ施設の充実について

質問

国会でスポーツ基本法が制定されました。矢祭町のスポーツ振興策について、伺います。

答 町長

社会体育につきましては、矢祭町の施設は整備されております。スポーツ人口が全体的に低下していることは、確かでありまして、体育協会、体育指導員を通じて、スポーツ振興を図ってまいりたいと思っております。

質問

教育バス、町営グラウンドに時計、温度計の設置を、要望します。

答 町長

現在は、腕時計、携帯電話も持っており時計の設置は必要ないんではないか、そう言う気がします。温度計があるうとなかろうと、自分の健康管理はみず

からやっていただきたいと思えます。

一般行政について

質問

事故が起こらなかった3・11前の放射能の数値、分かれますか。

答 町民福祉課長

平成21年度に福島県内13ヶ所の数値があります。矢祭山公園で0・11、0・13マイクロシーベルトです。

質問

水道水の水質検査、依頼はどこにされていますか。

答 町長

東京電力の検査機器を借用し、県職員が県内の水道水の検査をしております。

質問

発事故を起こし、放射能を撒き散らしている東京電力に依頼していることに町民は驚くと思うのですが。

答 町民福祉課長

当時、県内にそれほどの検査機器がなかったものですから、検査機器を借用して行っておりました。10月1日からは、福島県でゲルマニウム半導体検査機器を西郷村に配置し、検査を行います。

質問

復旧工事、ニュータウン関係

れると思えます。

質問

子どもセンター整備計画(案)では、幼稚園の3年教育と教育への移行とあるが、幼稚園を3年教育にする場合、保育所との連携等をどのように考えているか、伺います。

答 教育長

26年度当初より、3年教育への移行を考えております。幼稚園と保育所の垣根をなくして、お互いの良いところを生かしていくことが非常に大切なのかなと思っております。職員にも、ぜひそのことを理解して、意識を高く持って保育に当たっていただければ幸いです。

教育行政



菊池保行議員

スインピア矢祭の管理運営について

質問

今年度の利用状況をお聞きいたします。昨年の一部利用したときの比較等も、伺います。

の国庫事業の現地説明会を早期に、生活道路の18ヶ所の亀裂を早急に着工し完成させていたいただきたい。

答 事業課長

現在、ボーリング調査中でございまして、調査結果を踏まえまして、地元説明会を開催したいと考えております。舗装道路の亀裂等の工事につきましては、早急に着手する形になります。問国道の交通量の調査について、その状況について報告願います。

答 事業課長

22年度と17年度の118号線、商工会前の調査では、12時間と24時間調査のどちらも22年度の方が若削減しております。349号線は増えていると言う統計になっています。

教育行政



藤田玄夫議員

子どもセンター建設事業の進捗状況について

質問

建設予定地の変更に伴う農振

答 町長

2月11日からフルシーズン稼働するというところで、室内温泉プールをスタートしております。そうした中で、今年の暑さの影響もありまして、屋外プール、7月8月の稼働でありましたが、総数で、15、132人の利用がございました。

答 教育課長

23年度の利用状況でありますけれども1ターナルで6、848人の利用でございました。

質問

所長は教育課長が兼務していますが、今後、所長または責任者を置く考えがあるか、伺います。

答 町長

スインピアの現在の運営状況でありますけれども、嘱託職員2人と、臨時職員7人でローテーションを組んで運営しております。教育課長は現在、給食センター所長、公民館長も兼務しております。非常に多忙でありまして、所長につきましてはぜひとも必要であると判断しております。前回、所長を置かなくてはならないという条例を提案したときに否決されておりました。ぜひとも命令系統をすっきりするにも、所長は必要であると、私はそのように判断しております。

質問 子どもの監視に付き添う保護者から、泳がないのに料金を取られるとの声があります。今後どのような対処を考えか、伺います。

答 町長 確かに付き添いでロビーまでしか行かないという、そういう場合は無料化しておりますけど、プール周辺まで行かれる場合は、料金をちょうだいしております。これからは、幼児を連れた保護者は自分の子どもは自分で責任を持って見てもらう。その代わり料金は頂きません。そう言う方法も今後、検討してまいりたいと思っております。

質問 公認プールの資格の更新時期が2年後にあたると聞いていますが、今後の公認プールの対応を、伺います。

答 町長 公認プールを維持するためには、1級水泳指導員の管理者としての設置が義務付けられております。現在は、古市貫一郎先生が管理責任者としておりますが、来年から、古市先生の紹介で新しい方に管理責任者として就任いただく予定であります。これは無報酬でお願いしているものです。

質問 メンテナンスをどのような状況で、定期的にやっているのか。また、専門の会社に委託しているのか、伺います。

答 教育課長 毎年、専門家にオープン前に検査を依頼し、安全性を確認していただいております。年間を通してのメンテナンス等につきましては、保守点検と言うことで、業者をお願いをいたしまして、故障箇所があれば見ていただいている状況であります。

教育・産業・福祉・一般行政



菊池淳之議員

一般競争入札について

質問 入札問題特別委員会の中で、実際、町長の口から入札を、一般競争入札にするようなお話しを聞きましたが、もう一度、伺います。

答 町長 今回の偽装入札と言われた問

題は、やはり町内業者の談合に端を発しているわけでありまして、町といたしましては町内の業者を指名して少しでも町内業者の育成に、それから従業員、社員の生活の確保に努力をしま

まいりましたけれども、こうした業者内でそうしたトラブルが発生し特別委員会を立ち上げるようなことになったきっかけは、やはり町内業者のみを指名していたのが一つの原因かなと、そういう気がしております。条件付の一般競争入札になれば、談合と言うものはほとんど難しくなってくると思いますし、今年度から予定価格も公表しておりますので、業者が集まって談合と言つものは非常に難しくなってくるのではないかと、そういう気がしております。公明性、透明性を確保するためにも一般競争入札はやって見るべきであると、私は、そのような判断をしております。

スポーツ施設について

質問 中学校のテニスクラブの方がほとんど毎日ぐらいに、ふれあい広場テニスコートに来て練習しているようですが、スポーツ施設ですから、ユーパルにお任せするのではなく、スインピア

と一緒に教育委員会で管理すべきではないかと思えます。中学校のソフトテニスの施設が使用できない状態なのか、伺います。

答 町長 中学生等には、減免措置はありませんけれども、教育委員会の方から使用料を支払うような方法で管理運営をしております。

答 教育課長 中学校には現在、4面のテニスコートがございます。長年使用しておりますので、砂を固めて使用しているコートで、やはり年々そのコートに傷みも見受けまして、当然修繕と言うのはかかってきております。利用数は、部員数は現在39名おります。ですから当然1面4名でしか使うことができませんので、そういう関係上、ふれあい広場のテニスコートをお借りしながら、現在使用している状況でございます。

スインピアの運営について施設長、公認認定を取るために新たにお願いできると言うことで、何か話によると名義だけをお借りすると言う形なんですか。名義貸しは問題ないのか。管理者を育てる考えはないのか、伺います。

答 町長 所長ではありませんので、管理

者と言うことでありまして、1級指導員を持った者が管理者になって、公認プールの認定を受ける。まさしくその名義借りで、公認プールを維持するための名義借りで、運営とは全く別の問題であります。今までも、公認プールの維持管理のために古市貫一郎先生に創業以来、名義を借りてやってまいりましたけれども、たとえ、事故があっても、公認プールの認定を受けるための方でありますので、実際には所長が責任者になるはずでありまして、所長あるいは教育課長、教育長、教育委員会が管轄しているものであります。

一般・教育・建設行政



緑川裕之議員

ユーパル矢祭「イベントホール」火災について

質問 イベントホールは、いろいろな形で営業していたと聞いており、再開が望まれているが、いつ再開する予定か、伺います。

答 町長

ユーパルとしても、一日も早く再開したいところですが、県警の鑑識の方からまだ何の連絡もありませんので、現状はそのまま保存しております。警察へは原因究明を一日も早くしていただきたいと要請はしてまいりたいと思っております。原因が判明次第片付けまして、再開に向けた修繕等を行いたいと思っております。

教育村構想について

質問

小学校の統合問題の各種委員会を作っていくと言うことですが、大事なものは、子どもたちの保護者と将来の保護者の意見ではないかと思えます。

答 町長

まさに、議員がおっしゃるとおりでありまして、現在の小学校、幼稚園、保育所の保護者の意見を最重要視しなければと思えます。もちろん、一般町民、学校に直接関係ない方々も地域のコミュニティの場と言うことを考えますと、そうした方々の意見も尊重しなければなりませんけれども、最重要はやはり、学校のPTA、幼稚園、保育所の父兄に意見が最も尊重されるべきではないかと、判断しております。

道路の維持管理について

質問

道路の路面の簡易舗装箇所、構造物の段差の補修の予定について、伺います。

答 事業課長

本年度、昨年から引継ぎの工事、それから本年度発注するものが、今回9月に6件、それからその後、あと数十箇所近くなりますが、予算的に不足しておりますので、今回一般会計補正予算で提案しています。

教育・環境・一般・福祉行政



鈴木一徳議員

教育村構想について

質問

子どもセンター建設予定地の農振法、農地法違反について、だれがどのような責任を負うのか、伺います。

答 町長

一時的にそう言う違法状態にあったと言うことで、その後において、急遽元に戻しております。

質問

その後の、予算の問題もそうですが、後付なんです。法律違反をした、法律違反は違反なんです。違反について、誰がどのように責任を負うのか、伺います。

答 町長

明らかに違法状態が一時あったと言うことで元に戻したんでありますけれども、責任の問題については、今後これの解決、事業の完了後に検討してまいりたいと思っております。

質問

農振法、農地法の違反を隠すために所有権抹消登記をしたが、刑法156条、公務員が仕事のためにつくる文書、図案、図画の類において、公私の目的で自分が公務員であるにもかかわらず内容にせものを作ったり、改ざんした場合、虚偽公文書作成罪に当たると規定している。これらの法律違反の責任をどのように考えているか、伺います。

答 町長

違法状態を解消するためにそれぞれの手続きをとったわけでありまして。一時的に違法状態にあったことは私も、職員も認めております。しかしながら、刑法とかと言うものを適用する考えは今のところありません。

質問

抹消登記の登記原因が無効ま

たは不存在の場合には、錯誤として、元の所有者に復活する。そう言うことになって、売買契約そのものがなかったと思うが、いかがですか。

答 教育課長 確かに農地法違反と言うことで、土地所有も名義を戻す、抹消します。契約につきましては、当初の目的が変わったことを説明いたしましたしてやむを得ないだろうと了解をいただいております。その時に登記承諾書もいた

だいて、これはあくまでも契約の解除ではなく、契約の変更であると認識しています。

質問

登記承諾書ももらっているから大丈夫なんだと何回も聞いているが、根拠を出してください。土地代金これはいったん返してもらって改めて契約のし直しがい

答 町長

土地代金の返還問題は、変更契約でやっておりますので、変更契約と同時に登記承諾書をお願いしております。これは根拠のある話でありますから、登記承諾書をいただいております。いつでも町の土地になる。そう言うことでありますから、変更契約と同時にこれをもらって、元の契約のまま代金は返さないで

教育・一般・防災・産業行政



郡司浩子議員

通学路の安全確保について

6月26日、県南建設事務所と

調整会を開いたと聞くが、通学路の安全確保について、どのような要望をし、回答を得たのか、伺います。

答 町長

本年度になりまして、4月以降非常に子どもたちの通学途中の事故が多発しております。そういうことも踏まえ、通学路の安全点検をしたわけで、提案がありました山野井内国道118号の危険カーブ、これについては早速、土木事務所、建設事務所と話し合いをしまして、舗装を実施してくれると言うお話しをいただきました。ただし、本年度は予算が無く実施できないので、来年度実施すると言う回答を得ています。

答 事業課長

町長が答弁したように、次年度で実施しますと確認しておりますので、間違いなく実施できると思います。また、できない場合は、約束したと言ったことで、要望したいと思います。

学校図書費について

質問

学校の図書費はどのくらい配分されているか、伺います。

答 教育課長

平成23年度においては、国から交付金、これは住民生活に光

をそぐ交付金としまして、300万円程交付されました。内訳をいたしまして、矢祭中学校に100万円、東館小学校に90万円、石井小学校に50万円、下関河内小学校、関岡小学校、内川小学校には各20万円を交付いたしました。

質問

他の自治体では一般会計に繰り入れられてしまうとお聞きしますが、本町ではそのようなことは無いと言って良いか、伺います。

答 教育課長

国からの交付金については、全て各小・中学校に交付しております。

もったいない図書館について

質問

もったいない図書館への寄付金をどのように使っているのか、伺います。

答 町長

もったいない図書館基金に積んでおります。

答 自立総務課長兼会計管理者

矢祭町もったいない図書館基金の決済年度末残高は、113万6,323円です。

質問

基金を取り崩して新しい本を

購入するのは、誰が決めるのか、伺います。

答 教育課長

今後、もったいない図書館と検討しながら、使い道について検討いたします。

土木・一般・建設・教育行政



鈴木敏男議員

県道大掛線の維持管理について

質問

林道大掛線の草刈等を受益者で行っているが、追分、高野谷地、桶地の人達の生活道路であり、高齢化も進んでおり、今後の町の対応を、伺います。

答 町長

林道大掛線、確かに生活道路であります。ほかに、林道と名がつく生活道路は幾つもございます。ふるさと林道天神沢線、それから高萩線も地元の人たちが共同で維持管理をしている状況です。

質問

草刈の燃料代、終わってから

の慰労会程度のもは出してもよいのではないか、思いますか。

答 町長

燃料代かなりの助成はしてもよろしいかと言う気はします。現在まで同じ生活道路の林道の草刈を内川線で行っておりますがそう言うお話しは出ておりませんけれど、燃料代くらいは出せるのではないかと思います。

子育て支援住宅建設の今後の予定について

質問

子育て支援住宅建設用地が無くなってしまいました。今後の予定を、伺います。

答 町長

用地は無くなりましたが、予算は確保してあります。適地を見つけてそうしたものを建設して行きたいと思っております。

質問

町営住宅も空いているので、既存の建物をリフォームして、利用・活用すると言う考えは無いか、伺います。

答 町長

現在あります町営住宅は、低所得者向けの住宅で所得制限がございます。高所得者向けの住宅も必要ではないかと判断し

ておりますけど、今年度用地が無くなりましたので、これから検討を重ね、来年度に向けて進めたいと思っております。

子どもセンター建設一年間の空白・多額の損失の責任について

質問

1年間の空白、それに伴う多額の損失、その責任をどう取るのか、伺います。

答 町長

結果としてそう言うことになりましたが、何の事業をやるにも調査は必要でありますので、これは必要経費であったと思っております。何の事業も調査費はかかるものであります。

小学校の統合について

質問

小学校統合問題も解決していないのに、何故、学校建設を先行するのか、伺います。

答 町長

教育委員会が示した案は、あくまでもたき台であると教育長も答弁しているはずでありまして、建設ありきでスタートしているわけではありません。

震災復興・政治展望

福島県町村議会議員研修会

10月22日、郡山市「郡山ユラックス熱海」において、県内の町村議会議員が一堂に会し議員研修会が開催され、本町から9名の議員が出席しました。

政策研究大学大学院大学教授の飯尾潤氏が「震災からの復興や今後の展望」について、毎日新聞論説委員の与良正男氏が「これからの政局・政治展望」についてそれぞれ展望を講演し議員からの質問に答えていた。

議会の動き

(主なもの)

- ★8月
 - 6日 東白川地方町村監査委員協議会総会(鮫川村)
 - 9日 全員協議会
 - 9日 第七回臨時会
 - 9日 特別委員会
 - 9日 東白川防犯協会連合会定期総会(棚倉町)
 - 10日 白河地方広域市町村圏整備組合第3回組合議会定例会(白河市)
 - 20日 例月出納検査
 - 21日 決算審査
 - 23日 東白衛生組合議会・管理者等先進地視察研修(宮城県)
 - 27日 決算審査
 - 29日 町村議会正副議長・事務局長研修会(福島市)
 - 30日 東白衛生組合決算審査(埴町)
- ★9月
 - 6日 第八回臨時会
 - 6日 特別委員会
 - 7日 東白川郡4町村正副議長懇談会(鮫川村)
 - 13日 矢祭町交通対策協議会
- ★10月
 - 6日 地域交流事業カーデンパーティー(はなわ育成園)
 - 9日 例月出納検査
 - 9日 第24回福島県伝矢祭町チーム団結式
 - 10日 東白衛生組合第3回定例会(埴町)
 - 12日 東白川地方町村議会議長会定例会(棚倉町)
 - 12日 町防犯協会東館支部防犯パレード(下関河内・東館地区)
 - 14日 地域密着型特別養護老人ホームユーハイム矢祭「収穫祭」(ユーハイム矢祭)
 - 15日 定期監査
 - 21日 秋季検閲(矢祭中学校)
 - 22日 福島県町村議会議員研修会(郡山市)
 - 23日 例月出納検査



定期監査実施

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、10月15日から19日までの5日間、白石勝夫・坪 豊明監査委員職務執行者は、財務に関する事務の執行や町の経営に係る事業の管理、工事内容と進捗状況、各学校、町の出先機関の監査を実施しました。

◎監査内容

- 10月15日から17日
- 町の財産に関する事務の執行
- 町の経営に係る事業の管理

- 10月18日
- 〈工事現場進捗状況・踏査〉
- 平成24年度林道茗荷・大沢線災害復旧工事
- 平成23年度耐震性貯水槽設置工事(舟見地内、城主内地内)
- 町営グラウンド法面崩落修繕工事
- 平成24年度子供センター敷地造成工事
- 平成24年度ユーバル矢祭温泉ポンプ制御盤交換工事
- 平成24年度町道追分大久保線外維持工事
- 平成24年度広域農道東白川2期地区(埴情報センター、町サーバー室)
- 防火水槽水立状況確認(3箇所)
- 下関河内地内

- 10月19日(学校及び出先機関)
- 内川小学校、東館小学校、保育所、放射性物質濃度検査所(山村開発センター)、米の全袋検査所(JAライズセンター、鈴木運送倉庫)

みなさんの町政です!!
開かれた議会を目指し公開をしていますので、議会を傍聴してみませんか。
次の定例議会は12月です。

